

ちょう かく しょう

聴覚障がいについて

あなたに知ってほしいこと

聴覚障がいとは

聴覚障がいには、耳が全く聞こえないろう・ろうあ、音や声が聞こえづらい難聴があります。

また、病気や事故が原因で途中から聴こえなくなった中途失聴の人もあります。

こんなことに困っています

● 周囲に気づいてもらえないことがあります。

外見ではわかりにくい障がいのため、周囲の人に気づいてもらえないことがあります。特に中途失聴の場合は、話せる人も多く、「挨拶をしたのに無視された」などと誤解をされることがあります。失聴した年齢時期、障がい程度などによって聞こえ方は様々です。

● 音によって周囲の状況を判断することができません。

放送や呼びかけ、自転車のベルなどに気づかないことがあります。

また、周囲の情報が入らないので状況判断ができない場合があります、危険な目に合うことがあります。

● コミュニケーション方法の違いがあります。

聴覚障がいのある人とのコミュニケーション方法は、「筆談」「口話」「手話」など、その人なりの方法があります。

● 聞こえないため情報を得られないことがあります。

鉄道の駅や空港などで、施設内放送が聞こえないため、とまどったり、鉄道やバスなどの車内放送が聞こえず、乗り過ごしてしまったりすることがあります。

また公共施設内の放送や病院の呼び出しに気づかず、そのまま待ち続けることもあります。

こんな配慮をお願いします

● コミュニケーション方法を確認しましょう

会話の方法が適切でないと話を伝えることができない場合があります。

話をするときにはゆっくりと話したり、会話方法を確認して、その人に合わせたコミュニケーション方法をとりましょう。

連絡手段としてファクシミリや電子メールを活用することも必要です。

伝わりにくい場合があっても、あきらめず、伝える努力をしましょう。

筆談 お互いに文字を書き、自分の意思を伝えあえる、もっとも手軽な手段です。
口話 相手の口の動きを読み取る方法です。少しゆっくりはっきりと口を動かして話すようにしましょう。身振りをまじえながら話すと分かりやすいです。
手話 手指や表情で表す視覚言語です。聴覚障がい者の約2割程度の人を使用しています。

手話通訳 聴覚障がい者と健聴者のコミュニケーションを仲介し、音声言語を手話に、また、手話を音声言語に変換して両者の通訳をします。

要約筆記 音声言語で話している内容を要約し、文字で表し伝えます。パソコンによる方法と、手書きによる方法があります。

難聴や中途失聴の人には、要約筆記が望まれます。

● 音声以外の情報伝達方法を

ファックス、電子メール、掲示板、パネルなど視覚を通じた伝達方法を考えましょう。

イベントなどを開催する際は、手話通訳や要約筆記を活用しましょう。

また、話しかける際は、介助者（通訳者）ではなく本人に話しかけましょう。

詳しくは

島根県聴覚障害者情報センター

〒690-0011 松江市東津田町1741-3

電話：0852-32-5960

FAX：0852-32-5961

島根県西部視聴覚障害者情報センター

〒697-0016 浜田市野原町1826-1

電話：0855-24-9334

FAX：0855-24-9335